

愛知県立大学内部質保証推進規程

(目的)

第1条 この規程は、愛知県立大学学則第2条第3項及び愛知県立大学大学院学則第2条第3項の規定に基づき、愛知県立大学（以下「本学」という。）における教育研究活動等の状況に係る自己点検、評価及びその結果の公表並びに内部質保証の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「自己点検・評価」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第109条第1項の規定に基づき、自ら行う教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況についての点検及び評価をいう。

2 この規程において「内部質保証」とは、自己点検・評価及びその結果の公表などに組織的に取り組み、教育研究活動等の改善を継続的に行うことによって、大学がその質を自ら保証することをいう。

3 この規程において「認証評価」とは、法第109条第2項に規定する文部科学大臣の認証を受けた者が行う評価をいう。

4 この規程において「部局」とは、愛知県立大学法人組織規則第4条第1項並びに学則第6条及び第7条並びに教育研究審議会に設置する委員会規程第2条に規定する大学の組織等をいう。

(内部質保証方針)

第3条 内部質保証の方針については、別に定める。

(内部質保証推進委員会)

第4条 本学の内部質保証を推進するため、内部質保証に責任を負う戦略企画・広報室に愛知県立大学内部質保証推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の審議事項)

第5条 委員会は、全学的な視点から次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 内部質保証システムの適切性の点検及び評価に関すること。
- (2) 部局における教育・研究の質保証に係る取組結果等の分析に関すること。
- (3) 部局の自己点検・評価の結果及びその改善に関すること。
- (4) 前号の結果の公表に関すること。
- (5) その他自己点検・評価及び内部質保証の推進に係る重要な事項に関すること。

2 審議結果を学長に報告し、適切な対応案を提言する。

(委員会の組織)

第6条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 戦略企画・広報室長（戦略企画・広報担当の副学長）
 - (2) 教育支援センター長
 - (3) 評価委員長
 - (4) 事務局次長兼法人事務部門長
 - (5) 県立大学事務部門長
 - (6) 内部質保証又は認証評価に関する知識を有する教員のうち学長が指名した者
 - (7) その他、学長が必要と認めた者
- 2 委員会に委員長を置き、前項第1号に規定する者をもって充てる。
- 3 委員の任期は、第1項第1号から第5号までに掲げる委員については、その職にある期間とし、第6号及び第7号に規定する委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 4 委員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の運営)

第7条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長に事故のあるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。
- 3 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数によって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部局による自己点検・評価の実施)

第8条 部局は、部局の長の権限と責任の下で自己点検・評価を実施する。

- 2 前項の自己点検・評価は、関係する部局間で連携して行うものとする。

(自己点検・評価の検証)

第9条 部局の長は、自己点検・評価の過程において作成した記録・分析結果を委員会に提出する。

- 2 委員会は、前項の分析結果の妥当性を検証する。
- 3 審議の結果、改善すべき事項があるときは、委員長は意見を付して学長に報告する。
- 4 報告を受けた学長は、検証結果の内容及び委員会の意見を公表する。

(改善の指示)

第 10 条 学長は、改善すべき事項について、各部局に改善を指示する。

2 部局の長は、改善状況を学長に報告する。

3 報告を受けた学長は、改善状況を公表する。

(年度計画に係る自己点検・評価)

第 11 条 年度計画に関する自己点検・評価については、別に委員会を設置して実施する。

(情報の公表)

第 12 条 第 9 条第 4 項及び第 10 条第 3 項の公表は、概要を本学ウェブページに掲載することにより行う。

(外部評価)

第 13 条 この規程に定める本学のあらゆる取組について、学外者による評価を受けることができる。

(事務)

第 14 条 内部質保証及び委員会に関する庶務は、戦略企画・広報室で行う。

(その他)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、自己点検・評価及び公表並びに内部質保証の推進に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。